

東京都国民健康保険運営方針改定における主な変更点等

第1章 方針策定の趣旨

- 対象期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」もしくは「繰上充用金の増加額」が発生している区市町村については、「区市町村国保財政健全化計画」に基づき、引き続き、計画的・段階的に解消・削減すべき赤字を解消していく。
- 都は、区市町村の取組状況を把握し、解消・削減すべき赤字の額、要因等の分析方法等、必要な助言を行っていくとともに、「区市町村国保財政健全化計画」の公表（見える化）を行う。

第4章 区市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項

- 納付金の仕組みにおいては、年齢調整後の医療費水準や収納率が同じであれば同じ保険料水準になる仕組みとなっており、将来的に保険料水準の平準化を目指していく。具体的には、第一段階として、納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いることとすることを目指す。具体的な目標年次等は、今後区市町村との間で丁寧に議論を進めていく。

第5章 区市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

- 目標収納率について区市町村別に前年度の収納率実績に対する伸び率を目標に設定する。

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

- 保健事業の適切かつ有効な実施に向けた都道府県の支援が法定されたことや、予防・健康づくり支援交付金の創設等、保険者努力支援制度の拡充を踏まえ、都及び区市町村において、より積極的な保健事業の企画実施が必要である。
- 区市町村が地域課題に応じた効果的な保健事業が企画できるよう、都は区市町村のデータヘルス計画の策定・見直しを支援していく。
- 都は、先進事例の提供やデータ分析、広域的な調整等の支援を充実させ、区市町村における予防・健康づくり支援交付金を有効活用した積極的な保健事業の実施を促進していく。
- 法改正等を踏まえ、新たな取組の方向性として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などを提示する。

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- ・ 法改正により、令和2年4月から都道府県が区市町村にレセプト情報等の提供を求めることが可能となったことを踏まえ、都はKDBシステム等を活用し医療費分析を実施するとともに、区市町村へ必要な助言を行う。

第9章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- ・ 被保険者証と高齢受給者証との兼用（一体化）の検討、市町村事務処理標準システムの導入に当たって共同利用クラウドの検討に資する情報提供等、事務の標準化の取組を進めていく。

第10章 施策の実施のために必要な都及び区市町村間の連絡調整等

- ・ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大等の状況により、被保険者への影響等を踏まえ、必要に応じて取組の実施時期や方法等の見直しを行う旨を記載する。